

平成27年7月24日
北海道管区行政評価局

災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告

—北海道内の事例—

この度、総務省は、災害時における国の業務継続性の確保や、帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者の受入対策の実施状況等を調査し、必要な改善措置について平成27年7月24日付けで関係15府省に勧告を行いました。

本調査の一環として、北海道管区行政評価局は、平成26年12月から27年3月まで、北海道内の地方支分部局(13)を対象に実地調査を行いました。北海道管区行政評価局の調査結果に基づき、上記勧告で取り上げられた北海道内の事例を次ページ以降に記載しています。

【本件連絡先】
総務省北海道管区行政評価局第一部次長 馬場秀生、第一部評価監視官 神尾謙二
電 話：011-709-1804（直通）
ファクス：011-709-1843※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html

(注) 北海道管区行政評価局の調査結果に基づく事例以外の内容につきましては、
「総務省行政評価局総務課地方業務室 電話：03-5253-5415（直通）」
船橋、菊地、藤野まで御照会ください。

勧告（概要）

背景等

- 首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な人的・物的被害を想定。災害時に初動対応等を迅速・的確に行うためには、国の業務継続性の確保が必要（各府省は業務継続計画を策定）
- 業務継続計画の実効性を確保するためには、災害時に非常時優先業務が実施できるよう、食料、飲料水、簡易トイレ、毛布等の備蓄が必要
- 東日本大震災の際には、首都圏で約515万人の帰宅困難者が発生。大規模災害時には、大都市圏で多数の帰宅困難者の発生が予想され、国の庁舎においても帰宅困難者を受け入れることを想定

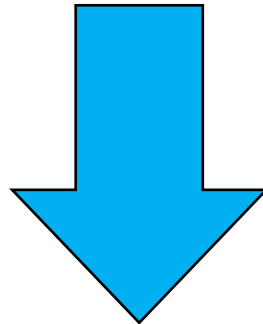
勧告日：平成27年7月24日

勧告先：15府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

※ 調査対象：19府省計178機関
（本府省24、地方支分部局154）

調査事項

- ①非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況 ②帰宅困難者の受入対策の実施状況 ③備蓄物資の保管状況



1 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進

調査結果

○ 食料、飲料水、簡易トイレ、毛布の全て又は一部に関し備蓄の目標量（※）が未設定（地方支分部局154機関中51機関）

※ 各機関がそれぞれ設定（本府省は、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（H26年3月28日閣議決定）に基づき、おおむね参集要員の1週間分、参集要員以外の職員の3日分。地方支分部局は全職員の3日分など）

北海道内については、地方支分部局13機関中3機関

- 食料、飲料水、簡易トイレ、毛布の4品目全てについて、目標量が未設定（うち簡易トイレについては、備蓄自体なし）（1機関）
 - ①北海道地方環境事務所
- 4品目のうち、簡易トイレ、毛布の2品目について、備蓄はあるが目標量が未設定（2機関）
 - ②北海道財務局、③釧路財務事務所

○ 目標量を定めているが、4品目の全て又は一部に関し目標量を満たす時期が未定（地方支分部局154機関中34機関）

北海道内については、地方支分部局13機関中7機関

- 食料、飲料水、簡易トイレ、毛布の4品目全てについて、備蓄はあるが目標量を満たす時期が不明なもの（4機関）
 - ①北海道労働局、②札幌東労働基準監督署、③札幌公共職業安定所、④北海道農政事務所
- 4品目のうち、食料、飲料水の2品目について、備蓄はあるが目標量を満たす時期が不明なもの（2機関）
 - ⑤北海道財務局、⑥釧路財務事務所
- 4品目のうち、飲料水、毛布の2品目について、備蓄はあるが目標量を満たす時期が不明なもの（1機関）
 - ⑦北海道森林管理局

勧告

- 備蓄の目標量の設定
- 計画的な備蓄の実施

2 帰宅困難者の受入対策の推進

調査結果

○ 帰宅困難者への対応方針が未定（地方支分部局154機関中39機関）

北海道内については、地方支分部局13機関中4機関

- ① 北海道管区行政評価局
- ② 函館税関
- ③ 札幌東労働基準監督署
- ④ 札幌公共職業安定所

○ 対応方針を定め、受け入れることとしているが、 受入場所が未設定（地方支分部局56機関（※）中30機関）

北海道内については、地方支分部局4機関中2機関

- ① 北海道財務局
- ② 札幌国税局

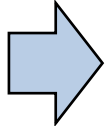
受入可能人数が不明（地方支分部局56機関中43機関）

北海道内については、地方支分部局4機関中3機関

- ① 北海道財務局
- ② 釧路財務事務所
- ③ 札幌国税局

※ 庁舎管理を行っている機関で帰宅困難者（来庁者又は庁舎外の帰宅困難者）を受け入れることとしているもの

勧告

- 
- 対応方針の明確化
 - 受入場所、受入可能人数の設定

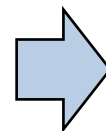
3 備蓄物資の保管の適正化等

調査結果

津波等により浸水するおそれのある場所に保管

(地方支分部局15機関)

北海道内の事例なし



勧告

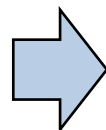
保管場所の見直し

調査結果

執務室と保管場所が10階以上離れている (地方支分部局3機関)

全国の地方支分部局3機関のうち北海道内は1機関

○ 北海道労働局 (簡易トイレ、毛布について、最大搬送階数10階)



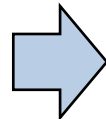
勧告

備蓄物資の一部を執務室の近くに保管

調査結果

賞味期限等が過ぎているものを保管 (地方支分部局9機関)

北海道内の事例なし



勧告

賞味期限等の定期的な点検、
備蓄物資の適切な更新